

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 （06-6208-9272）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	市営住宅の使用許可を受けたウクライナ避難民とその同居者に対する市営住宅附帯駐車場の目的外使用許可の取消し
概要	大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第53条の3の駐車場使用者資格を充たさない者のうち、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、不正使用や使用料を3月以上滞納した場合には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱 （ https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000596402.html ）
処分基準	許可者が次の各号いずれかに該当するときは、市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱第17条に基づき使用許可を取り消すことがあります。 （1）許可者が不正の行為によって使用したとき （2）許可者が使用料を3月以上滞納したとき （3）許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき （4）許可者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき （5）許可者が第3条に規定する申請者資格を失ったとき （6）許可者が前2条の規定に違反したとき （7）市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき （8）その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき
ホームページ	
備考	